

○療養の範囲について

昭和 42 年 12 月 1 日地基第 11 号
各 支 部 長 あ て 理 事 長

- 第 1 次改正 昭和 43 年 4 月 22 日地基企第 129 号
第 2 次改正 昭和 45 年 12 月 25 日地基企第 645 号
第 3 次改正 昭和 48 年 10 月 31 日地基企第 480 号
第 4 次改正 昭和 48 年 12 月 18 日地基企第 583 号
第 5 次改正 昭和 51 年 5 月 25 日地基企第 22 号
第 6 次改正 昭和 53 年 3 月 30 日地基企第 21 号
第 7 次改正 昭和 57 年 4 月 14 日地基企第 21 号
第 8 次改正 平成 3 年 6 月 10 日地基企第 21 号
第 9 次改正 平成 6 年 9 月 29 日地基企第 44 号
第 10 次改正 平成 14 年 2 月 28 日地基企第 13 号

地方公務員災害補償法第 27 条の規定による療養の範囲について下記のとおり
定めましたので、通知します。

記

1 診察の範囲

- (1) 医師および歯科医師の診察（往診を含む。）
- (2) 療養上の指導および監視（第 4 次改正・追加）
- (3) 診断上必要なあらゆる科学的定性検査、顕微鏡検査、レントゲン検査およびその他の検査（第 4 次改正・一部）
- (4) 診断書、処方箋その他意見書等の文書（第 4 次改正・一部）

2 薬剤または治療材料の支給の範囲

- (1) 内用薬および外用薬の支給またはガーゼ、ほうたい、油紙、容器、コルセット、固定装具、副木等の治療材料の支給（第 4 次改正・一部）
- (2) 便器、氷のう、水まくら、ゴム布等の療養器材で医師が必要と認めたものの支給（第 4 次改正・一部）

(3) 売薬のうち医師が必要と認めたものの支給（第4次改正・全部）

3 処置、手術その他の治療の範囲

(1) ほうたいの巻替、薬の塗布、患部の洗じょう、あん法、点眼、注射、輸血、酸素吸入等の処置（第4次改正・一部）

(2) 切開、創傷処理および手術ならびにこれらに伴う麻酔（第4次改正・全部）

(3) その他の治療

ア 熱気療法、温浴療法、紫外線療法、放射線療法、日光療法、機械運動療法、高原療法等（第4次改正・一部、第9次改正・一部）

イ 温泉療法、マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等で医師が必要と認めたもの（第2次改正・一部、第4次改正・一部、第9次改正・一部）

4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護の範囲（第9次改正・全部）

(1) 居宅における療養上の管理

居宅において療養を行っている者（通院の困難なものに限る。）に対する病院又は診療所の医師が行う計画的な医学管理

(2) 居宅における療養に伴う世話その他の看護

ア 居宅において継続して療養を受ける状態にある者で、医師が必要と認められた場合の看護師等の行う療養上の世話又は診療の補助（訪問看護事業者によるものを含む。）（第10次改正・一部）

イ 重症のため医師が常に看護師（看護師がいないためにこれに代わって看護を行う者を付した場合を含む。）の看護を要するものと認めた場合の看護料（アに掲げるものを除く。）（第10次改正・一部）

(3) (2)のイの看護料は、当該地方の看護師（看護師がいないためにこれに代わって看護を行う者を付した場合は当該者）の慣行料金による。（第10次改正・一部）

(4) (3)の看護料等に食事が含まれていない場合は、一日につき1,800円の範囲内で現実に要した食事の費用

5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護の範囲（第9次改正・全部）

(1) 病院又は診療所への入院

ア 入院（入院に伴う食事を含む。）

イ 入院中死亡した場合の死体の安置

(2) 病院又は診療所における療養に伴う世話その他の看護

ア 重症のため医師が常に看護師(看護師がいないためにこれに代わって看護を行う者を付した場合を含む。)の看護を要するものと認めた場合の看護料(第10次改正・一部・旧イ繰上)

イ 看護師又はこれに代わって看護を行う者を得られないためにこれに代わって家族が付き添った場合は、その付添の費用(第10次改正・一部・旧ウ繰上)

(第10次改正・ア削除)

(3) (2)のアの看護料又は(2)のイの付添の費用は、当該地方の慣行料金による。

(第10次改正・全部)

(4) (3)の看護料等に食事が含まれていない場合は、一日につき1,800円の範囲内で現実に要した食事の費用

6 移送の範囲

(1) 災害の発生場所から病院、診療所等まで移送する場合又は療養中他の病院、療養所等へ転送を必要とする場合の交通費、人件費及び宿泊料(第4次改正・一部、第9次改正・一部)

(2) 病院、診療所等へ受診又は通院のための交通費(第9次改正・一部)

(3) 独歩できない場合の介護付添に要する費用(第9次改正・一部)

(4) 災害の発生場所、病院又は診療所などから自宅までの死体運搬の費用(第4次改正・一部、第9次改正・一部)

(5) その他必要と認められる移送の費用で現実に要したもの

7 療養補償は、上記1から6までに掲げる療養の範囲内で、個々の負傷または疾病について医学上または社会通念上必要かつ相当と認められるものとする。

(第2次改正・全部)